

北海道告示第10579号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年11月15日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョイフルエーカー帯広店 資材センター  
帯広市東9条南16丁目1-11ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ジョイフルエーカー 代表取締役 木村 勇介  
札幌市東区北6条東2丁目3番1号
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の収容台数  
(変更前) 157台  
(変更後) 93台
  - イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
駐車場の自動車の出入口の数  
(変更前) 2箇所  
(変更後) 入口1箇所、出口1箇所
- (4) 変更する年月日  
上記(3)ア 平成29年3月1日  
上記(3)イ 平成28年7月1日
- (5) 変更する理由  
上記(3)ア 駐車場実態調査に基づく適正な駐車台数とするため  
上記(3)イ 自動車や歩行者の事故防止及び交通安全を図るため

2 届出年月日

平成28年6月30日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所  
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間  
平成28年7月15日（金）から同年11月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間  
午前8時45分から午後5時15分まで
- (4) その他  
縦覧については、帯広市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は  
帯広市へ問い合わせること。